

## 焼津市告示第279号

令和7年度焼津市スタートアップ企業拠点開設支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年8月4日

焼津市長 中野 弘道

### 令和7年度焼津市スタートアップ企業拠点開設支援事業費補助金交付要綱

#### 第1 趣旨

市長は、新たな事業分野の開拓及び革新的な技術開発並びに新しい産業の創出により、市内産業の振興、産業基盤の強化及び雇用機会の創出を図るため、スタートアップ企業拠点開設支援事業を行うスタートアップ企業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの交付要綱の定めるところによる。

#### 第2 定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 事業所 事業者がその事業の用に供するために設置する施設（土地又は建物を賃借して設置するものを含む。）をいう。
- (2) 事業者 事業所を設置する法人及び個人事業主をいう。
- (3) スタートアップ企業 革新的な技術やビジネスモデルで世界に新しい価値を生み出しながら急成長を遂げる創業から5年以内の企業として市長が認めるものをいう。
- (4) 従業員 事業所において週20時間以上勤務し、申請時において事業者に3か月以上雇用されている者をいう。
- (5) スタートアップ企業拠点 スタートアップ企業が、その事業の拠点として焼津市内に新たに開設する事務所又は事業所をいう。
- (6) スタートアップ企業拠点開設支援事業 スタートアップ企業が、スタートアップ企業拠点を開設するために行う次に掲げる事業をいう。
  - ア 施設整備事業 スタートアップ企業拠点となる建物の整備又は改修を行う事業
  - イ 通信環境整備事業 スタートアップ企業拠点におけるインターネット回線契約に係る回線開設工事等を行う事業

ウ 什器・機器導入事業 スタートアップ企業拠点で使用する机、椅子等の什器及びパソコン、プリンタ、コピー機等の機器を導入する事業

### 第3 補助対象経費

補助対象経費は、補助金交付決定の日から令和8年3月6日までに生じたスタートアップ企業拠点開設支援事業に要する経費であって、別表に定めるものとし、クレジットカードの使用その他のキャッシュレスの手段により支払い、当該支払を行った者に特典が付与された場合又は補助対象経費の支払を現金で行い、当該支払を行った者に特典が付与された場合は、その支払をした経費は、補助の対象としない。ただし、当該支払経費に付与された特典を現金に換算することができる場合は、換算した金額に相当する額を当該支払経費から減額し、減額した残額に限り、補助の対象とすることができる。

### 第4 補助対象事業者

補助の対象とする事業者は、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で起業又は創業を目指す者
- (2) 新たに開設するスタートアップ企業拠点に従業員又は役員（個人事業主である者を含む。）を2人以上置く事業者であること。
- (3) 過去に虚偽その他の不正な手段により国、地方公共団体等から補助金等の交付の決定を受けていないこと。
- (4) 市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第6項から第11項までに規定する営業又は公序良俗に反する営業を行うものでないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等と関係を有する者でないこと。
- (7) 宗教活動又は政治を主たる目的としている者ではないこと。

### 第5 補助金額

補助対象経費の2分の1以内とし、250万円を上限とする。

### 第6 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 交付申請書（第1号様式）
  - イ 事業計画書（第2号様式）
  - ウ 市税納付・納入確認同意書（第3号様式）
  - エ 誓約書（第4号様式）
  - オ 収支予算書
  - カ 施設の平面図

- キ 見積書又はその写し
- ク 申請者が法人の場合にあっては登記事項証明書、個人事業者の場合にあっては個人事業の開業届出書の写し又は住民票の写し
- ケ 土地、建物が賃借による際は、改修の権原を有することを証する書類（施工承諾書等）
- コ 従業員名簿
- サ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期間

公示の日から令和8年1月30日まで

第7 交付の決定

市長は、補助金の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

第8 交付の条件

補助金の交付の条件においては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金交付決定後、補助事業を直ちに実施し、令和7年度内に当該スタートアップ企業拠点において事業を開始できる状態とすること。仮に、補助事業が予定の期間内に終了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
  - ア 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合で、事業費の額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。
  - イ 事業主体若しくは施行場所の変更又は事業量の20パーセントを超える変更をしようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業により効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、又は担保に供してはならない。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 補助事業完了後、5年以上計画的に事業を実施すること。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を利用して、宗教活動又は政治活動を行わないこと。

## 第9 変更承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（第5号様式）
- イ 変更事業計画書（第2号様式）
- ウ 変更収支予算書
- エ その他市長が必要と認める書類

## 第10 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（第6号様式）
- イ 事業実績書（第2号様式）
- ウ 収支決算書
- エ 領収書又はその写し
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して20日を経過した日又は令和8年3月6日までのいずれか早い日まで

## 第11 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（第7号様式）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知を受領した日から起算して10日を経過した日まで

## 第12 交付決定の取消し等

市長は、補助事業者が虚偽その他の不正な手段により交付の決定を受けたと認めるときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

## 第13 補助金の返還

市長は、第12の規定により令和7年度焼津市スタートアップ企業拠点開設支援事業費補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

## 第14 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金に適用する。

別表（第3関係）

費目	補助対象となる経費	補助対象とならない経費
施設整備事業	スタートアップ企業拠点となる建物の整備又は改修に係る経費（内外装含む。）	(1) 土地、建物等の取得費 (2) スタートアップ企業拠点となる建物の躯体の新設工事（床、天井、壁、屋根等の建築構造に係るものをいう。）に係る経費
通信環境整備事業	スタートアップ企業拠点におけるインターネット回線契約に係る回線開設工事等に係る経費	(3) 施設及び施設が存する敷地外の配管、配電等の工事に係る経費
什器・機器導入事業	スタートアップ企業拠点で使用する机、椅子等の什器及びパソコン、プリンタ、コピー機等の機器を導入する経費（これらの機器を借り上げた場合にあっては、補助金交付決定の日が属する月から翌年3月分までの借上げに要する経費に限る。）	(4) 事業者の経常的な経費（人件費、旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等） (5) コーヒーサーバー、冷蔵庫、電子レンジ等の家電製品の購入費 (6) 本事業における資金調達に必要となった利子等

第1号様式（第6関係）

# 交付申請書

※第 号

令和 年 月 日

(宛先) 焼津市長

所在地

名称

代表者

電話 ( )

次のとおり実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

補助事業の名称	令和7年度焼津市スタートアップ企業拠点開設支援事業
補助申請額	金 円
補助事業の目的及び概要	
補助事業の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
補助事業の効果	

(添付書類) 事業計画書、収支予算書、施設の平面図、見積書又はその写し、申請者が法人の場合にあつては登記事項証明書、個人事業者の場合にあつては個人事業の開業届出書の写し又は住民票の写し、土地、建物が賃借による際は、改修の権原を有することを証する書類（施工承諾書等）、従業員名簿、市税納付・納入確認同意書、市区町村税の納税証明書、誓約書、その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6、第9、第10関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業の内容

(1) 事業名 令和7年度焼津市スタートアップ企業拠点開設支援事業
(2) 事業内容等 ア 目的  イ 必要性  ウ 期待される効果  エ 内容
(3) 事業実施方法等 ア 実施体制 イ 実施期間 着手 令和 年 月 日 ~ 完了（予定）令和 年 月 日 ウ 予算措置の状況

2 事業開始（予定）年月日

3 その他

(注)

変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

第3号様式（第6関係）

令和 年 月 日

市税納付・納入確認同意書

（宛先）焼津市長

補助金交付申請者  
所在地

法人・代表者名

印

（自筆の場合は押印不要。記名の場合、印は代表者印とすること。角印不可。）

下記の補助金交付申請に伴い、令和7年度焼津市スタートアップ企業拠点開設支援事業補助金交付要綱第4第4号の規定により、市において、補助金交付申請者の市区町村税の納付・納入状況について確認することに同意します。

申請補助金 令和7年度焼津市スタートアップ企業拠点開設支援事業補助金

第4号様式（第6関係）

誓約書

私は、下記の補助金交付申請に伴い、令和7年度焼津市スタートアップ企業拠点開設支援事業補助金の交付申請に当たり、下記の内容について誓約します。

記

- ・申請内容に虚偽があることが判明した場合は、補助金の返還命令等、焼津市が行う一切の措置について異議を申し立てません。また、補助金の返還によって生じた損失の請求も行いません。
- ・補助対象事業完了後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産についても、善良な管理者の注意義務をもって管理し、効率的な運用を図ります。
- ・補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管します。
- ・国又は他の地方公共団体による他の補助制度と重複して補助金の交付を受けおらず、今後も受けることはありません。
- ・申請事業者の代表者、役員又は従業員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではありません。

令和 年 月 日

(宛先) 焼津市長

住 所 .....

名 称 .....

代表者名 .....

※ 企業の代表者又は個人事業主本人が自署してください。

# 変更承認申請書

※第 号

年 月 日

（宛先）焼津市長

所在地

名 称

代表者

電 話

（ ）

令和 年 月 日付け焼 号により補助金の交付決定を受けた令和7年度焼津市スタートアップ企業拠点開設支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

変更の理由

変更の内容

（添付書類） 変更事業計画書、変更収支予算書、その他市長が必要と認める書類

実績報告書

※第 号

年 月 日	
(宛先) 焼津市長	
所在地 名 称 代表者 電 話 ( )	
補助事業が終了したので、関係書類を添えて報告します。	
補助事業の名称	令和7年度焼津市スタートアップ企業拠点開設支援事業
補助交付決定日	令和 年 月 日付け焼 一 号 交付決定額 円
事業実績額	金 円
事業実施期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
事業の実績の概要	

(添付書類) 事業実績書、収支決算書、領収書又はその写し、その他市長が必要と認める書類

請求書

※第 号

令和 年 月 日

(宛先) 焼津市長

所在地

名称

代表者

⑨

電話

( )

(印は代表者印。角印不可。)

口座振替先

金融機関名

支店名

口座名義人

口座種別 普通・当座

口座番号 No.

次のとおり請求します。

補助事業の名称	令和7年度焼津市スタートアップ企業拠点開設支援事業
請求金額	金 円
補助金交付の確定 (又は決定)の日等	令和 年 月 日付け焼 一 号